

島根県建築基準法施行細則

○島根県建築基準法施行細則

昭和48年9月7日
島根県規則第75号

島根県建築基準法施行細則をここに公布する。

島根県建築基準法施行細則

島根県建築基準法施行細則(昭和33年島根県規則第35号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の施行については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。)及び島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平11規則69・一部改正)

(確認申請等の添付図書)

第2条 法第6条第1項の規定による確認の申請、法第18条第2項の規定による通知又は法第86条の8第1項の規定による認定の申請には、その計画に係る建築物の敷地と条例第4条に規定するがけとの状況を示す断面図を添えなければならない。ただし、当該敷地が宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を受けたものである場合にあっては、この限りでない。

(平17規則98・平23規則64・一部改正)

第3条 削除

(平19規則63)

(名義等変更届)

第4条 法第6条第4項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第3項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付(次条において「確認済証の交付」という。)を受けた建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)の建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)は、当該建築物等の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主等の地位の承継があったときは、名義等変更届(様式第1号)の正本及び副本を建築主事に提出しなければならない。

島根県建築基準法施行細則

- 2 建築主事は、前項の名義等変更届を受理したときは、その副本に届出済証印を押印し、届出者に送付しなければならない。

(平11規則69・平11規則108・平12規則60・平23規則64・一部改正)

(設計変更届)

第5条 確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の設計内容の変更(法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))の規定により計画の変更の確認の申請を要するもの及び法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))の規定により計画の変更の通知を要するものを除く。)をしようとする場合においては、設計変更届(様式第2号)の正本及び副本に当該変更しようとする設計内容を示す図書を添えて、建築主事に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(平11規則69・平11規則95・平11規則108・平12規則60・一部改正)

(工事取りやめ届)

第6条 法第6条第4項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)、法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))又は法第18条第3項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(様式第3号)を建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関に提出しなければならない。

- 2 指定確認検査機関は、前項の工事取りやめ届を受理したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(平11規則69・平23規則64・一部改正)

第7条 削除

(昭54規則18)

(確認申請手数料等の減額に係る提出書類)

第8条 条例第13条第1項の規定により確認の申請に係る手数料、完了検査の申請に係る手数料又は中間検査の申請に係る手数料の減額を受けようとする者は、同項第1号の場合にあっては公共事業施行者の発行する証明書を、同項第2号の場合にあっては建築物等の被災地を管轄する市町村長の発行する罹災証明書を確認申請書、完了検査申請書又は中間検査申請書に添えて提出しなければならない。ただし、完了検査の申請又は中間検査の

島根県建築基準法施行細則

申請に係る手数料の減額を受けようとする者が、確認の申請に係る手数料の減額を受け
る際に建築主事にこれらの証明書を提出している場合にあつては、この限りでない。

(仮使用の認定の申請書の提出部数)

第8条の2 省令第4条の16第1項又は第2項に規定する仮使用の認定の申請書は、正
本1通及び副本2通を提出しなければならない。

(平6規則8・平11規則69・平12規則60・平19規則63・平成27規則8・一部改正、平
23規則64・追加)

(特殊建築物の定期報告)

第9条 法第12条第1項の知事が指定する建築物は、法第6条第1項第1号に掲げる建築物の
うち次に掲げるものとする。

- (1) 学校（幼稚園を除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積
の合計が2,000平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは
一部が3階以上の階にあるもの
- (2) 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、ホテル又は旅館の用途に供す
る建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- (3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その
用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又はその用途に供
する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- (4) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は公衆浴場(個室付浴場業に係るもの
に限る。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平
方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の
階にあるもの
- (5) 児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。）又は共同住宅若しくは寄宿舍の用
途（共同住宅又は寄宿舍にあつては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2
第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害福祉サービス事業(共同
生活介護又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用途に限る。)に供する建築物で、
その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又はその用途
に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- (6) 幼稚園又は保育所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計
が300平方メートルを超えるもの（平屋建てのものを除く。）又はその用途に供する部
分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- (7) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理
店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300

島根県建築基準法施行細則

平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が3階以上の階にあるもの

- 2 法第12条第1項の規定による報告は、省令第1条の3第1項の表1の(イ)の項に掲げる図書(付近見取図を除く。)を添付して行わなければならない。
- 3 省令第5条第1項の知事が定める時期(以下この項において「報告時期」という。)は、次のとおりとする。ただし、第1項各号のうち2以上の号に該当する建築物に係る報告時期については、当該建築物を当該各号の用途に供する部分のうち床面積が最大のものの用途に供する建築物とみなして、次の各号を適用する。
 - (1) 第1項第2号に掲げる建築物 平成21年及び同年を始期として3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで
 - (2) 第1項第1号、第5号及び第6号に掲げる建築物 平成22年及び同年を始期として3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで
 - (3) 第1項第3号、第4号及び第7号に掲げる建築物 平成23年及び同年を始期として3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで
- 4 第2項の規定による報告書は、報告の日前3月以内に第1項の建築物について調査し、作成したものでなければならない。
- 5 前項の規定により作成した報告書に係る省令第6条の3第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、5年とする。

(平6規則8・平11規則69・平11規則95・平12規則115・平16規則18・平19規則63・平21規則5・平23規則64・一部改正)

(建築設備等の定期検査)

- 第10条 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の知事が指定する建築設備又は工作物は、次に掲げる建築設備又は工作物とする。
- (1) エレベーター(建築設備であるものにあつては住宅に設けられた1住戸の専用のもの又は労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの若しくは専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。))で、積載荷重が1トン以上のものを除き、工作物であるものにあつては政令第138条第2項第1号に掲げるものに限る。)又はエスカレーター(建築設備であるものにあつては住宅に設けられた1住戸の専用のものを除き、工作物であるものにあつては政令第138条第2項第1号に掲げるものに限る。)

島根県建築基準法施行細則

- (2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架遊戯施設
 - (3) メリーゴーランド、観覧車、オクトパス・飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 2 省令第6条第1項の知事が定める時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日までとする。
- 3 第1項の知事が指定する建築設備又は工作物に係る省令第6条の3第2項第8号の報告書についての同条第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、3年とする。

(平6規則8・平11規則95・平12規則115・平16規則18・平17規則98・平19規則63・一部改正)

(工事監理者等の報告)

第11条 建築主（法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下この項及び次項において「確認申請」という。）を行う必要のない者及び市町村を除く。）は、工事監理を委託する場合において工事監理者を選任し、又は変更したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時期に、工事監理委託状況報告書（様式第8号）を建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関に提出しなければならない。

- (1) 確認申請をする時までに工事監理者を選任した場合 確認申請をする時
- (2) 確認申請をした後に工事監理者を選任した場合 工事に着手する前
- (3) 工事監理者を変更した場合 工事監理者の変更後の速やかな時期

2 建築主（確認申請及び法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知（以下この項において「計画通知」という。）を行う必要のない者並びに前項の規定の適用を受ける者を除く。）は、確認申請又は計画通知をした後に工事監理者を選任し、又は変更したときは、工事に着手する前に（変更の場合にあっては、変更後速やかに）工事監理者報告書（様式第8号の2）を建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関に提出しなければならない。

3 建築主等（法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行う必要のある者に限る。）は、当該確認の申請又は通知をした後に工事施工者を選任し、又は変更したときは、工事に着手する前に（変更の場合にあっては、変更後速やかに）工事施工者報告書（様式第8号の3）を建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関に提出しなければならない。

4 指定確認検査機関は、第1項第2号若しくは第3号、第2項又は前項の報告書を受理した

島根県建築基準法施行細則

ときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(平11規則108・追加、平12規則60・平23規則64・一部改正)

(工事監理の報告)

第11条の2 法第5条の6第4項の規定により建築士である工事監理者を定めなければ工事をすることができない建築物で確認済証の交付を受けたもの（市町村が建築主である建築物を除く。）の工事監理者は、次の各号に掲げる工事のうち該当する工事に係る工事監理状況報告書（様式第8号の4）を完了検査申請書に添えて、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

- (1) 杭の工事
- (2) 基礎の配筋の工事
- (3) 各階の壁、柱、床及びはり並びに屋根の配筋の工事
- (4) 柱脚の工事(構造耐力上主要な柱が鉄骨造である場合に限る。)
- (5) 柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事(構造耐力上主要な柱、はり及び筋かい並びに耐力壁が木造又は鉄骨造である場合に限る。)

(平11規則108・追加、平20規則78・平23規則64・平27規則8・一部改正)

(積雪荷重)

第11条の3 政令第86条第3項の規定により特定行政庁が定める数値は、次の表の(い)欄に掲げる区域の区分に応じ、(は)欄に掲げる標高の区域においては(ろ)欄に掲げる数値とし、(は)欄に掲げる標高の区域以外の区域においては(に)欄に掲げる数値とする。

(い) 区域		(ろ) 垂直積雪量(単位 メートル)	(は) 標高(単位 メートル)	(に) 垂直積雪量(単位 メートル)
浜田市	旧浜田市の区域	0.68	20	$(L - 20) \times 0.0036 + 0.68$
	旧金城町の区域	1.27	210	$(L - 210) \times 0.0036 + 1.27$
	旧旭町の区域	1.42	273	$(L - 273) \times 0.0036 + 1.42$
	旧弥栄村の区域	1.82	375	$(L - 375) \times 0.0036 + 1.82$
	旧三隅町の区域	0.57	11	$(L - 11) \times 0.0036 + 0.57$
益田市	旧益田市の区域	0.55	7	$(L - 7) \times 0.0036 + 0.55$

島根県建築基準法施行細則

	旧美都町の区域	1.03	165	$(L - 165) \times 0.0036 + 1.03$
	旧匹見町の区域	1.37	280	$(L - 280) \times 0.0036 + 1.37$
大田市	旧大田市の区域	0.60	15	$(L - 15) \times 0.0036 + 0.60$
	旧温泉津町の区域	0.69	26	$(L - 26) \times 0.0036 + 0.69$
	旧仁摩町の区域	0.60	4	$(L - 4) \times 0.0036 + 0.60$
安来市	旧安来市の区域	0.52	1	$(L - 1) \times 0.0036 + 0.52$
	旧広瀬町の区域	0.55	30	$(L - 30) \times 0.0036 + 0.55$
	旧伯太町の区域	0.51	23	$(L - 23) \times 0.0036 + 0.51$
江津市	旧江津市の区域	0.62	11	$(L - 11) \times 0.0036 + 0.62$
	旧桜江町の区域	0.58	30	$(L - 30) \times 0.0036 + 0.58$
雲南市	旧大東町の区域	0.60	50	$(L - 50) \times 0.0036 + 0.60$
	旧加茂町の区域	0.62	39	$(L - 39) \times 0.0036 + 0.62$
	旧木次町の区域	0.57	40	$(L - 40) \times 0.0036 + 0.57$
	旧三刀屋町の区域	0.59	45	$(L - 45) \times 0.0036 + 0.59$
	旧吉田村の区域	1.67	370	$(L - 370) \times 0.0036 + 1.67$
	旧掛合町の区域	1.15	215	$(L - 215) \times 0.0036 + 1.15$
奥出雲町	旧仁多町の区域	1.15	234	$(L - 234) \times 0.0036 + 1.15$
	旧横田町の区域	1.61	369	$(L - 369) \times 0.0036 + 1.61$

島根県建築基準法施行細則

飯南町	旧頓原町の区域	1.82	421	$(L - 421) \times 0.0036 + 1.82$
	旧赤来町の区域	1.75	403	$(L - 403) \times 0.0036 + 1.75$
斐川町		0.60	8	$(L - 8) \times 0.0036 + 0.60$
川本町		0.87	132	$(L - 132) \times 0.0036 + 0.87$
美郷町	旧邑智町の区域	0.68	72	$(L - 72) \times 0.0036 + 0.68$
	旧大和村の区域	0.64	94	$(L - 94) \times 0.0036 + 0.64$
邑南町	旧羽須美村の区域	0.68	114	$(L - 114) \times 0.0036 + 0.68$
	旧瑞穂町の区域	1.48	327	$(L - 327) \times 0.0036 + 1.48$
	旧石見町の区域	1.11	210	$(L - 210) \times 0.0036 + 1.11$
津和野町	旧津和野町の区域	0.98	165	$(L - 165) \times 0.0036 + 0.98$
	旧日原町の区域	0.68	76	$(L - 76) \times 0.0036 + 0.68$
吉賀町	旧柿木村の区域	1.03	195	$(L - 195) \times 0.0036 + 1.03$
	旧六日市町の区域	1.40	310	$(L - 310) \times 0.0036 + 1.40$
海士町		0.92	3	$(L - 3) \times 0.0036 + 0.92$
西ノ島町		0.96	15	$(L - 15) \times 0.0036 + 0.96$
知夫村		1.00	23	$(L - 23) \times 0.0036 + 1.00$
隠岐の島町	旧西郷町の区域	1.00	26	$(L - 26) \times 0.0036 + 1.00$
	旧布施村の区域	0.97	17	$(L - 17) \times 0.0036 + 0.97$

島根県建築基準法施行細則

	旧五箇村の区域	0.96	15	$(L - 15) \times 0.0036 + 0.96$
	旧都万村の区域	0.97	18	$(L - 18) \times 0.0036 + 0.97$
<p>備考</p> <p>1 Lは建築場所の標高(単位メートル)を表すものとする。</p> <p>2 旧市町村の区域は、安来市のうち旧安来市の区域、旧瀬原町の区域及び旧伯太町の区域、江津市のうち旧江津市の区域及び旧桜江町の区域、美郷町のうち旧邑智町の区域及び旧大和村の区域、邑南町のうち旧羽須美村の区域、旧瑞穂町の区域及び旧石見町の区域並びに隠岐の島町のうち旧西郷町の区域、旧布施村の区域、旧五箇村の区域及び旧都万村の区域は平成16年9月30日現在、益田市のうち旧益田市の区域、旧美都町の区域及び旧匹見町の区域並びに雲南市のうち旧大東町の区域、旧加茂町の区域、旧木次町の区域、旧三刀屋町の区域、旧吉田村の区域及び旧掛合町の区域は平成16年10月31日現在、飯南町のうち旧嶺原町の区域及び旧赤来町の区域は平成16年12月31日現在、奥出雲町のうち旧仁多町の区域及び旧横田町の区域は平成17年3月30日現在、津和野町のうち旧津和野町の区域及び旧日原町の区域は平成17年9月24日現在、浜田市のうち旧浜田市の区域、旧金城町の区域、旧旭町の区域、旧弥栄村の区域及び旧三隅町の区域、大田市のうち旧大田市の区域、旧温泉津町の区域及び旧仁摩町の区域並びに吉賀町のうち旧柿木村の区域及び旧六日市町の区域は平成17年9月30日現在のものである。</p>				

- 2 政令第86条第2項ただし書の規定による多雪区域は、前項の垂直積雪量が1メートル以上の区域とする。
- 3 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、次の表の数値以上としなければならない。

垂直積雪量(単位 センチメートル)	積雪1センチメートル当たりの単位荷重(単位 1平方メートルにつきニュートン)
100	20
150	28
200	30
250	32
300	33
400以上	35
ただし、中間値は直線的に補間する。	

(平6規則8・追加、平11規則69・旧第11条の2繰上、平11規則108・旧第11条繰下、平12規則115・平16規則71・平17規則8・平17規則49・平17規則108・平17規則110・平23規則64・一部改正)

(外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物の認定申請)

島根県建築基準法施行細則

第11条の4 政令第115条の2第1項第4号ただし書の認定を受けようとする者は、外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物認定申請書(様式第8号の5)の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)
- (3) 土地利用現況図(敷地の周辺(敷地の外周から50メートルの範囲をいう。)の建築物及び工作物の位置、構造及び用途並びに土地の利用状況を明示すること。)
- (4) 各階平面図(縮尺、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)
- (5) 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)
- (6) 2面以上の断面図(縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)

2 知事は、前項の規定による申請に対して認定をしたときは、その旨を外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物認定通知書(様式第8号の6)により当該申請者に通知するものとする。

(平6規則8・追加、平10規則29・一部改正、平11規則69・旧第11条の3繰上・一部改正、平11規則108・旧第11条の2繰下、平14規則55・一部改正)

(し尿浄化槽の構造基準の規制強化区域の指定)

第11条の5 政令第32条第1項第1号の表に掲げる特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、島根県の区域のうち松江市及び出雲市の区域を除いた区域とする。

(昭48規則89・追加、平6規則8・旧第11条の2繰下、平8規則8・平10規則29・一部改正、平11規則69・旧第11条の4繰上、平11規則108・旧第11条の3繰下、平12規則115・一部改正)

(災害危険区域の指定等)

第12条 条例別表第1の区域の指定は、災害危険区域指定申請書(様式第9号)の正本1通及び副本2通により、関係市町村長の申請があったときに行うものとする。

2 知事は、前項の規定により災害危険区域を指定するときは、当該危険区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも同様とする。

(平23規則64・一部改正)

島根県建築基準法施行細則

(道路の位置の指定等の申請等)

第13条 法第42条第1項第4号又は第5号に規定する道路の位置の指定、変更又は廃止をしようとする者は、道路（位置）指定（変更・廃止）申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を道路（位置）指定（変更・廃止）通知書（様式第10号の2）により当該申請者に通知するものとする。

(昭54規則18・平6規則8・平23規則64・一部改正)

(建築物の許可申請に係る添付図書等)

第14条 省令第10条の4第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 法第43条第1項ただし書の規定による許可を申請する場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置(道及び通路にあっては位置、延長及び幅員)を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造を明示すること。)

エ 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼の恐れのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。)

オ 2面以上の断面図(縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 省令第10条の4第1項に規定する許可申請書は、正本1通及び副本5通を提出しなければならない。

4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、省令第10条の4第1項の許可関係規定による許可を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条及び第5条の規定中「建

島根県建築基準法施行細則

築主事」とあるのは「知事」と、第6条第1項の規定中「建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(昭54規則18・平6規則8・平10規則29・平11規則69・平19規則63・平23規則64・一部改正)

(災害危険区域内における建築物の認定申請)

第14条の2 条例第3条ただし書の認定を受けようとする者は、建築認定申請書(様式第12号)の正本1通及び副本3通にそれぞれ第1号から第4号までに掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)
- (3) 各階平面図(縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)
- (4) 地形図及び断面図(縮尺、がけの高さ、勾配、土質及び擁壁の有無を明示すること。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による申請に対して認定をしたときは、その旨を建築認定通知書(様式第12号の2)により当該申請者に通知するものとする。

4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、第1項の規定による申請に係る認定を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条及び第5条の規定中「建築主事」とあるのは「知事」と、第6条第1項の規定中「建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(平11規則69・追加、平23規則64・一部改正)

(特殊建築物等の敷地又は建築物と道路との関係における制限の特例に係る認定申請)

第14条の3 条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書、条例第8条第4号又は条例第9条第1項ただし書の認定を受けようとする者は、建築物認定申請書(様式第12号の3)の正本1通及び副本3通に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は条例第8条第4号の認定を申請する場合 次に掲げる図書
 - ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
 - イ 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地

島根県建築基準法施行細則

の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置(道及び通路にあっては位置、延長及び幅員)を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造を明示すること。)

エ 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼の恐れのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。)

オ 2面以上の断面図(縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)

(2) 条例第9条第1項ただし書の認定を申請する場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による申請に対して認定をしたときは、その旨を建築物認定通知書(様式第12号の4)により当該申請者に通知するものとする。

4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、第1項の規定による申請に係る認定を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条及び第5条の規定中「建築主事」とあるのは「知事」と、第6条第1項の規定中「建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(平11規則95・追加、平23規則64・一部改正)

(建ぺい率の緩和)

第15条 法第53条第3項第2号の知事が指定する敷地は、次に掲げる敷地とする。

(1) 幅員が4メートル以上の2以上の道路(その幅員の合計が10メートル以上のものに限る。)に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路に接するもの

(2) 幅員が4メートル以上の道路、公園又は広場に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路、公園又は広場に接するもの

(昭54規則18・平14規則55・一部改正)

(第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における高さの限度を超える建築物の認定申請に係る添付図書)

第15条の2 法第55条第2項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4

島根県建築基準法施行細則

の2の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)
- (3) 各階平面図(縮尺、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)
- (4) 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)
- (5) 2面以上の断面図(縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)
- (6) 日影図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、水平面上の測定線、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状及び建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線を明示すること。)

(平6規則8・追加、平11規則69・平17規則98・一部改正)

(計画道路が前面道路とみなされる建築物の認定申請に係る添付図書)

第16条 政令第131条の2第2項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書及び都市計画事業施行者の意見書とする。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地の接する道路又は計画道路の位置及び幅員を明示すること。)
- (3) 各階平面図(縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)
- (4) 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)
- (5) 2面以上の断面図(縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)

(平6規則8・平11規則69・平17規則98・一部改正)

(前面道路の高さの特例)

第17条 建築物の敷地の地盤面が前面道路より3メートル以上高い場合において、土地の状況等により建築に支障がないと知事が認めたときは、政令第135条の2第1項の規定にかかわらず、当該前面道路は、当該地盤面より2メートル低い位置にあるものとみなす。

2 前項の規定により知事の認定を受けようとする者は、建築物認定申請書(様式第13号)の正本1通及び副本3通に前条各号に定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

島根県建築基準法施行細則

- 3 知事は、前項の規定による申請に対して認定をしたときは、その旨を建築物認定通知書(様式第13号の2)により当該申請者に通知するものとする。

(昭54規則18・平6規則8・平10規則29・平11規則69・平23規則64・一部改正)

(建築協定の認可申請)

第17条の2 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の認可を受けようとする者は、建築協定(変更)認可申請書(様式第13号の3)の正本1通及び副本3通にそれぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 建築協定を締結しようとする理由を記載した書面
 - (2) 建築協定書
 - (3) 建築協定区域(法第70条第1項に規定する建築協定区域をいう。以下同じ。)を示す図面並びに当該建築協定区域の周辺の地域における地形及び地物の概略を示す図面
 - (4) 法第70条第1項の認可を受けようとする場合にあっては、同条第2項に規定する土地の所有者等の全員の合意があった旨を証する書面
- 2 前項の規定は、法第74条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする場合に準用する。
- 3 知事は、前2項の規定による申請に対して認可をしたときは、その旨を建築協定(変更)認可通知書(様式第13号の4)により当該申請者に通知するものとする。

(平6規則8・追加、平17規則98・一部改正)

(建築協定の廃止の認可申請)

第17条の3 法第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書(様式第13号の5)の正本1通及び副本3通にそれぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 廃止の理由を記載した書面
 - (2) 法第76条第1項に規定する土地の所有者等の過半数の合意があった旨を証する書面
- 2 知事は、前項の規定による申請に対して認可をしたときは、その旨を建築協定廃止認可通知書(様式第13号の6)により当該申請者に通知するものとする。

(平6規則8・追加、平17規則98・一部改正)

(1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請書等の提出部数)

第18条 省令第10条の16第1項、第2項又は第3項に規定する認定申請書又は許可申請書は、正本1通及び副本5通を提出しなければならない。

- 2 省令第10条の21第1項に規定する認定又は許可取消し申請書は、正本1通及び副本3通を提出しなければならない。

(昭54規則18・平6規則8・平11規則69・平17規則98・平23規則64・一部改正)

島根県建築基準法施行細則

(制限緩和に係る不適合既存建築物の増築等の届)

第19条 法第86条の7の規定により既存建築物に対する制限の緩和を受けることとなる建築物に係る同条の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（政令第137条の7及び政令第137条の12第4項に規定する範囲内のものに限る。）をする建築主は、不適合既存建築物届（様式第15号）の正本1通及び副本1通に、次に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
 - (2) 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)
 - (3) 各階平面図(縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)
- (平11規則69・平23規則64・一部改正)

(移転の認定申請に係る添付図書)

第19条の2 政令第137条の16第2号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書とする。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
 - (2) 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地の接する道路又は計画道路の位置及び幅員を明示すること。）
 - (3) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）
 - (4) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
 - (5) 2面以上の断面図（縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

(平28規則3・追加)

(全体計画認定の申請書等の提出部数)

第19条の3 省令第10条の23第1項に規定する全体計画認定申請書及び省令第10条の24第1項に規定する全体計画変更認定申請書は、正本1通及び副本3通を提出しなければならない。

(平17規則98・追加、平23規則64・一部改正、平28規則3・旧第19条の2線下)

(工作物の許可申請に係る添付図書等)

島根県建築基準法施行細則

第19条の4 省令第10条の4第4項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、省令第3条第2項の表に掲げる図書とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 省令第10条の4第4項に規定する許可申請書は、正本1通及び副本5通を提出しなければならない。

4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、省令第10条の4第4項の工作物許可関係規定による許可を受けた築造主が、当該工作物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更のあったとき、その地位の承継があったとき、当該工作物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条及び第5条の規定中「建築主事」とあるのは「知事」と、第6条第1項の規定中「建築主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(平6規則8・追加、平11規則69・一部改正、平17規則98・旧第19条の2繰下、平19規則63・平23規則64・一部改正、平28規則3・旧第19条の3繰下)

(法で規定するその他の認定申請書の提出部数)

第19条の5 省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書は、正本1通及び副本5通を提出しなければならない。

(平23規則64・追加、平28規則3・旧第19条の4繰下)

(取下届)

第20条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により申請書を提出した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届(様式第16号)を提出しなければならない。

(申請書等の経由等)

第21条 法、政令、省令、条例又はこの規則により知事に提出する申請書、届書、報告書等(指定機関省令に規定する申請書及び届出書を除く。)は、当該道路又は建築物等の敷地の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所の長(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)第2条の規定により市町村が処理することとされている事務に係るものにあつては、当該道路又は建築物等の敷地が、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項に規定する都市計画区域を有する市町(以下「指定市町」という。)の区域内にあるときには、当該敷地の所在地を管轄する市町の長及び支庁又は県土整備事務所の長)を経由しなければならない。

2 法、政令、省令又はこの規則により建築主事に提出する申請書、通知書、届書等は、当該建築物等の敷地の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所に勤務する建築主事に提出しなければならない。

島根県建築基準法施行細則

(昭52規則32・平6規則8・平11規則51・平11規則69・平11規則108・平12規則13・平18規則17・平19規則63・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の規定は、昭和49年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書、届書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号。以下「改正法」という。)附則第13項の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められている用途地域、住居専用地区又は工業専用地区に関しては、改正法附則第13項の規定による改正後の都市計画法第2章の規定による都市計画区域に係る用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、第14条第1項中「法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書若しくは第8項ただし書」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号)附則第16項の規定によりなおその効力を有することとされている改正前の法(以下「改正前の法」という。)第49条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書若しくは第4項ただし書、改正前の法第50条第2項ただし書若しくは第4項ただし書」と「法第52条第2項若しくは第3項、法第55条第1項各号、法第56条第3項」とあるのは「改正前の法第57条第1項ただし書、改正前の法第58条第4項」と、第15条中「法第53条第2項第2号」とあるのは「改正前の法第55条第3項第2号」とそれぞれ読み替えて第14条第1項及び第15条の規定を適用する。

附 則(昭和48年規則第89号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年規則第18号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第8号)

島根県建築基準法施行細則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、改正法附則第4条の規定が適用される間は、この規則による改正後の島根県建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第14条第1項、第15条の2、第18条、第19条及び第19条の2第1項の規定の適用については、新規則第14条第1項中「法第48条第1項から第12項までの規定のただし書」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第48条第1項から第8項までの規定のただし書」と、「法第55条第3項第1号若しくは第2号」とあるのは「旧法第55条第2項第1号若しくは第2号」と、「法第87条第2項又は第3項」とあるのは「旧法第87条第2項又は第3項(これらの規定中旧法第48条第1項から第8項までの規定の準用に関する部分に限る。)」と、新規則第15条の2の見出し中「第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域」とあるのは「旧法第2条第21号に規定する第1種住居専用地域」と、同条中「法第55条第2項」とあるのは「旧法第55条第2項」と、新規則第18条中「法第86条」とあるのは「旧法第86条」と、新規則第19条中「法第86条の2」とあるのは「旧法第86条の2」と、新規則第19条の2第1項中「法第88条第2項」とあるのは「旧法第88条第2項(旧法第48条第1項から第6項までの規定の準用に関する部分に限る。)」と、「法第48条第1項から第10項までの規定のただし書」とあるのは「旧法第48条第1項から第6項までの規定のただし書」と、「法第87条第2項又は第3項」とあるのは「旧法第87条第2項又は第3項(これらの規定中旧法第48条第1項から第6項までの規定の準用に関する部分に限る。)」とする。

附 則(平成8年規則第8号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第29号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第51号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第69号)

島根県建築基準法施行細則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第95号)抄

この規則は、平成11年9月1日から施行する。ただし、第10条第1項第1号の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第108号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請がされた建築物については、この規則による改正後の島根県建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第11条及び第11条の2の規定は、適用しない。
- 3 この規則の施行前に法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物については、新規則第11条第2項及び第3項の規定は、適用しない。
- 4 この規則の施行前に法第87条の2第1項若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第87条の2第1項若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知がされた建築設備又は工作物については、新規則第11条第3項の規定は、適用しない。

附 則(平成12年規則第13号)抄

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第60号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第115号)

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第18号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

島根県建築基準法施行細則

附 則(平成16年規則第71号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第11条の3の表安来市の項の改正規定、同表江津市の項の改正規定、同表広瀬町の項及び伯太町の項を削る改正規定、同表中「

邑智町
大和村

」を「

美郷町	旧邑智町の区域
	旧大和村の区域

」に、「

羽須美村
瑞穂町
石見町

」を「

邑南町	旧羽須美村の区域
	旧瑞穂町の区域
	旧石見町の区域

」に改める改正規定、同表桜江町の項を削る改正規定、同表西郷町の項から都万村の項までを削る改正規定及び同表に隠岐の島町の項を加える改正規定 平成16年10月1日

- (2) 第11条の3の表益田市の項の改正規定、同表に雲南市の項を加える改正規定並びに同表大東町の項から掛合町の項までを削る改正規定、同表美都町の項及び匹見町の項を削る改正規定 平成16年11月1日

- (3) 第11条の3の表中「

嶺原町
赤来町

」を「

飯南町	旧嶺原町の区域
	旧赤来町の区域

」に改める改正規定 平成17年1月1日

島根県建築基準法施行細則

- (4) 第11条の3の表鹿島町の項から美保関町の項まで及び八雲村の項から八束町の項までを削る改正規定 平成17年3月31日

附 則(平成17年規則第8号)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年規則第49号)

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年規則第98号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第108号)

この規則は、平成17年9月25日から施行する。

附 則(平成17年規則第110号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第17号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第78号)抄

- 1 この規則は、平成20年11月28日から施行する。

附 則(平成21年規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第64号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の3第1項の表東出雲町の項を削る改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

島根県建築基準法施行細則

2 この規則による改正前の島根県建築基準法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成27年規則第8号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

